

令和5年度 第4回

杉並区区政モニターアンケート
「性の多様性」について

集計結果報告書



令和5年11月実施

杉並区総務部区政相談課

「性の多様性」について

調査の概要

1 調査の目的

区では、令和5年4月に「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を施行し、性的マイノリティの理解促進の取組を進めています。また、国は、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を施行し、地方公共団体と連携して、理解増進に取り組むこととしています。
つきましては、今後、区が実施する性の多様性に関する理解促進・啓発事業の参考とするため、皆様の「性の多様性」に関する意識等について、アンケートを実施します。

2 調査期間

令和5年11月21日～令和5年12月11日

3 対象者(区政モニター)

200人

4 回答者数

171人

回答率 85.5% ※各設問の回答者数は表右上にnで表示

5 回答者構成

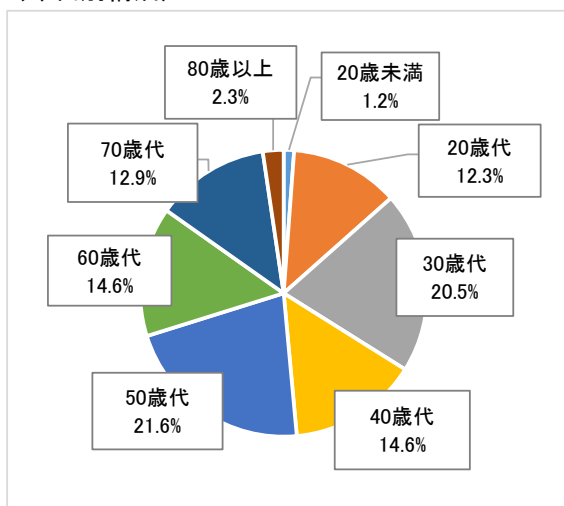
単位:人

〈年代別構成〉	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
男性	0	11	18	12	18	13	12	2	86
女性	2	10	16	13	19	12	10	2	84
どちらとは言えない	0	0	1	0	0	0	0	0	1
人数	2	21	35	25	37	25	22	4	171
割合	1.2%	12.3%	20.5%	14.6%	21.6%	14.6%	12.9%	2.3%	100%

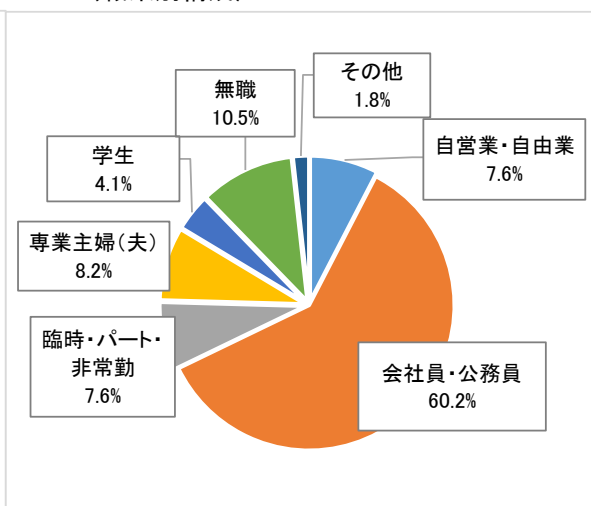
単位:人

〈職業別構成〉	自営業・自由業	会社員・公務員	臨時・パート・非常勤	専業主婦(夫)	学生	無職	その他	合計
人数	13	103	13	14	7	18	3	171
割合	7.6%	60.2%	7.6%	8.2%	4.1%	10.5%	1.8%	100%

〈年代別構成〉



〈職業別構成〉



◆基本事項についてお聞きします。

問1 あなたの性別をお答えください。

問2 あなたの年齢をお答えください。

問3 あなたの職業をお答えください。

※問1～問3の結果については、上記『調査の概要「5 回答者構成」』のとおり

◆「性の多様性」について

* 用語の解説 *

○「多様な性」について

一般的に、「性」は「男性」「女性」に分けて考えられますが、「性のありかた」はもっと多様なものとして、以下の4つの要素で捉えることができます。

- ・身体(からだ)の性 → 生まれた時の戸籍上の性別
- ・心の性(性自認) → 自分で自分をどのような性別だと思うか
- ・好きになる性(性的指向) → どの性別を好きになるか
- ・表現する性 → 服装やしぐさ、言葉づかいなど

「身体の性」と「心の性」が異なる人や、「好きになる性」が異性ではない人もいます。このように、性のあり方が少数派の人を「性的マイノリティ」や「LGBT」と呼ぶことがあります。LGBTとは、「レズビアン(Lesbian・女性として女性が好きな人)」「ゲイ(Gay・男性として男性が好きな人)」「バイセクシュアル(Bisexual・異性も同性も好きになる人)」「トランスジェンダー(Transgender・身体の性と心の性に違和感がある人)」の4つの頭文字を取ったものです。

また、性の多様性について、全ての人に関わることとして、「性的指向」(Sexual Orientation=SO)と「性自認」(Gender Identity=GI)の頭文字をまとめ、「SOGI」(ソジ)と表すこともあります。

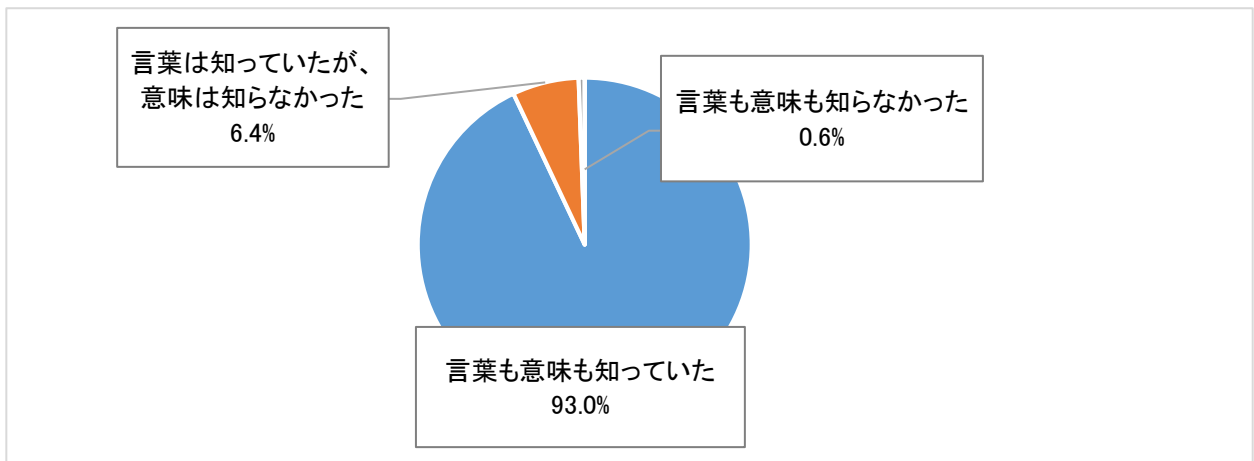
さらに、性的マイノリティへの理解を示し支援する人を「アライ」(Ally)といいます。「アライ」が増えていくことは、多様性を認め合い、だれもがいきいきと輝ける社会につながります。

問 4 あなたは、次の言葉と意味について知っていましたか。(それぞれ○は1つ) 必須

1 性的マイノリティ

n= 171

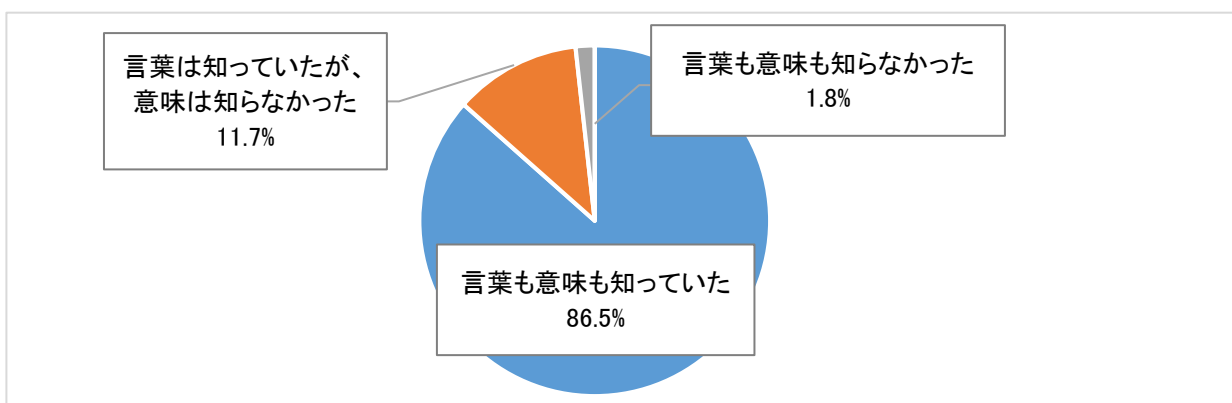
	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
言葉も意味も知っていた	159	93.0%	21	55	59	24
言葉は知っていたが、意味は知らなかった	11	6.4%	2	5	2	2
言葉も意味も知らなかった	1	0.6%	0	0	1	0
その他	0	0.0%	0	0	0	0
合計	171	100%	23	60	62	26



2 LGBT

n= 171

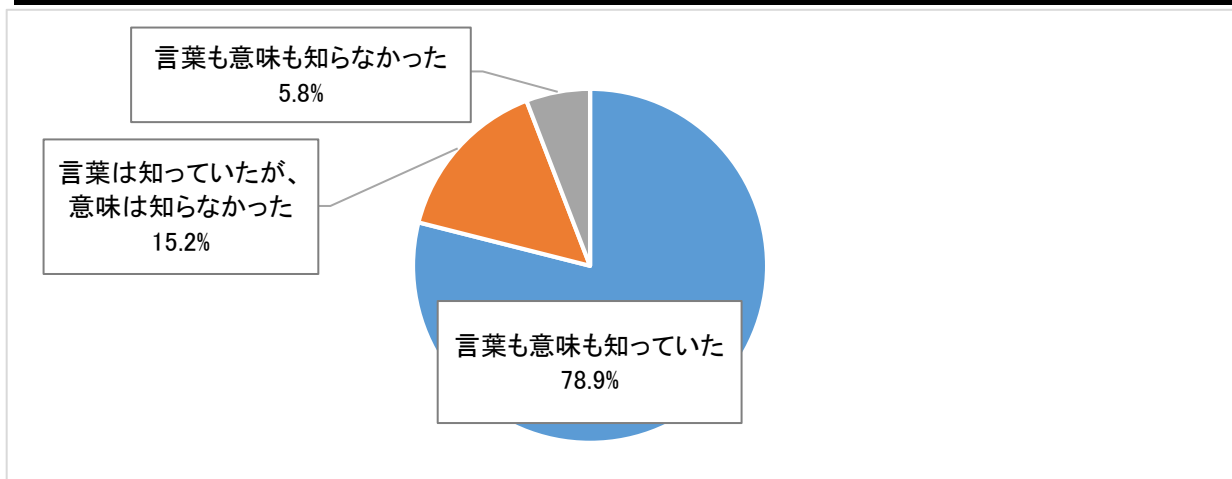
	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
言葉も意味も知っていた	148	86.5%	20	55	54	19
言葉は知っていたが、意味は知らなかった	20	11.7%	2	5	8	5
言葉も意味も知らなかった	3	1.8%	1	0	0	2
その他	0	0.0%	0	0	0	0
合 計	171	100%	23	60	62	26



3 性的指向

n= 171

	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
言葉も意味も知っていた	135	78.9%	16	46	55	18
言葉は知っていたが、意味は知らなかった	26	15.2%	6	10	5	5
言葉も意味も知らなかった	10	5.8%	1	4	2	3
その他	0	0.0%	0	0	0	0
合 計	171	100%	23	60	62	26

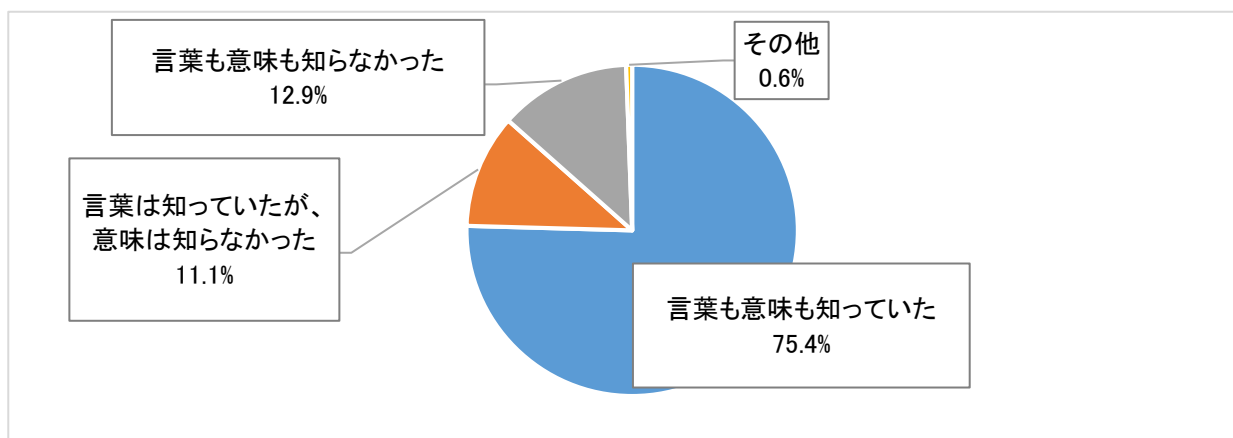


4 性自認

n= 171

	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
言葉も意味も知っていた	129	75.4%	20	50	44	15
言葉は知っていたが、意味は知らなかった	19	11.1%	2	6	6	5
言葉も意味も知らなかった	22	12.9%	1	4	11	6
その他	1	0.6%	0	0	1	0
合計	171	100%	23	60	62	26

その他:日本語での言葉を知らなかったが、意味は知っていた。

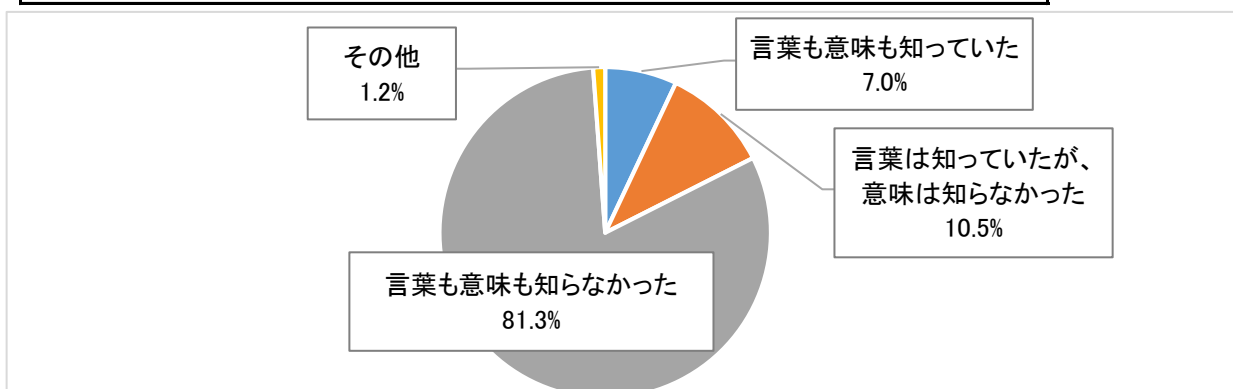


5 SOGI(ソジ)

n= 171

	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
言葉も意味も知っていた	12	7.0%	1	3	5	3
言葉は知っていたが、意味は知らなかった	18	10.5%	2	8	7	1
言葉も意味も知らなかった	139	81.3%	20	49	48	22
その他	2	1.2%	0	0	2	0
合計	171	100%	23	60	62	26

その他:・ソジというのは知らなかったが、意味は知っていた。
・意味は知っていたが言葉は頭文字をとった造語は知らなかった。

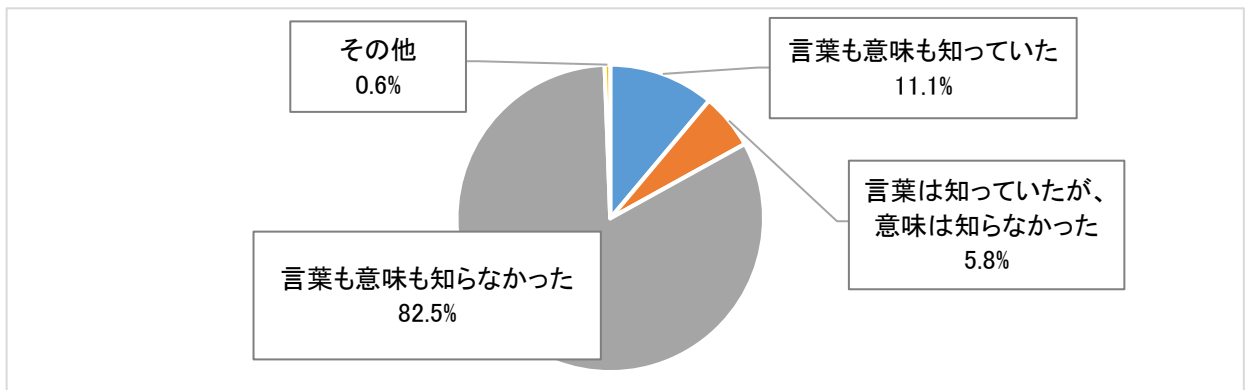


6 アライ(Ally)

n= 171

	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
言葉も意味も知っていた	19	11.1%	1	9	7	2
言葉は知っていたが、意味は知らなかった	10	5.8%	0	5	4	1
言葉も意味も知らなかった	141	82.5%	22	46	50	23
その他	1	0.6%	0	0	1	0
合計	171	100%	23	60	62	26

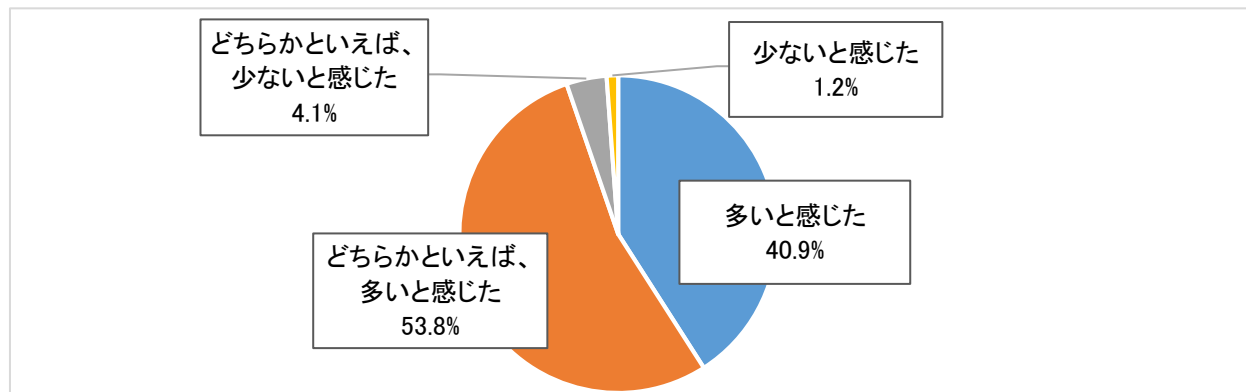
その他:意味は知っていたが言葉は頭文字をとった造語は知らなかった。



問 5 2023年6月に電通が行った調査によると、「約10人に1人(9.7%)が性的マイノリティの当事者である」との結果が出ています。あなたは、この調査結果についてどう感じましたか。(〇は1つ) 必須

n= 171

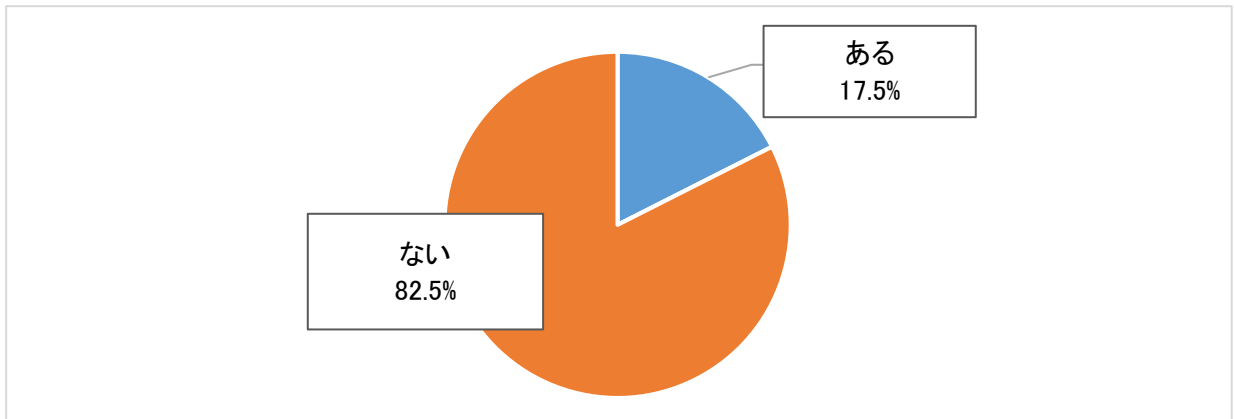
	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
多いと感じた	70	40.9%	7	24	26	13
どちらかといえば、多いと感じた	92	53.8%	15	31	33	13
どちらかといえば、少ないと感じた	7	4.1%	1	3	3	0
少ないと感じた	2	1.2%	0	2	0	0
合計	171	100%	23	60	62	26



問 6 職場または学校等で、性的マイノリティに関するハラスメントや差別や偏見を受けた人を見聞きした、または、受けたことはありますか。(○は1つ) 必須

n= 171

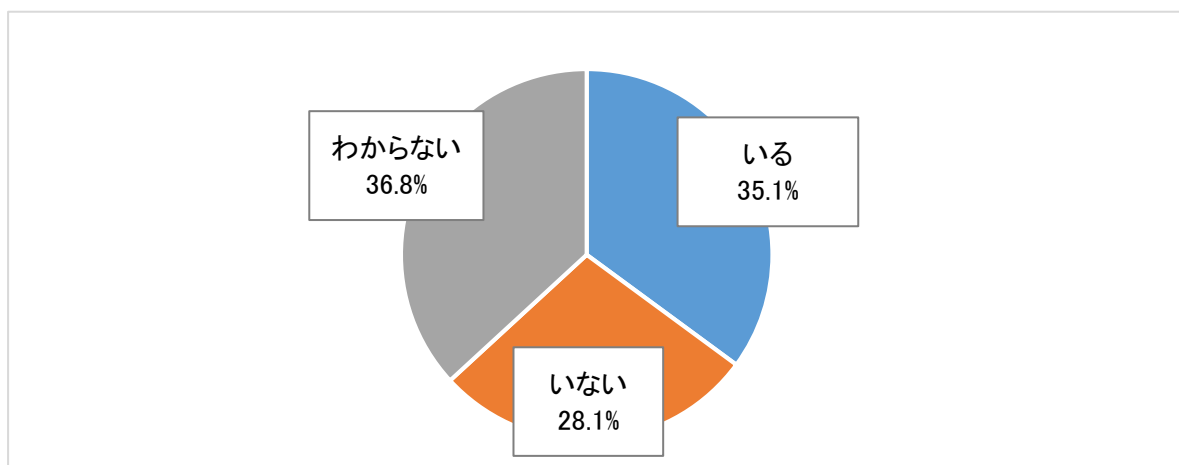
	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
ある	30	17.5%	2	19	8	1
ない	141	82.5%	21	41	54	25
合 計	171	100%	23	60	62	26



問7 あなたの周りに、性的マイノリティもしくはそう思われる人はいますか。(○は1つ) 必須

n= 171

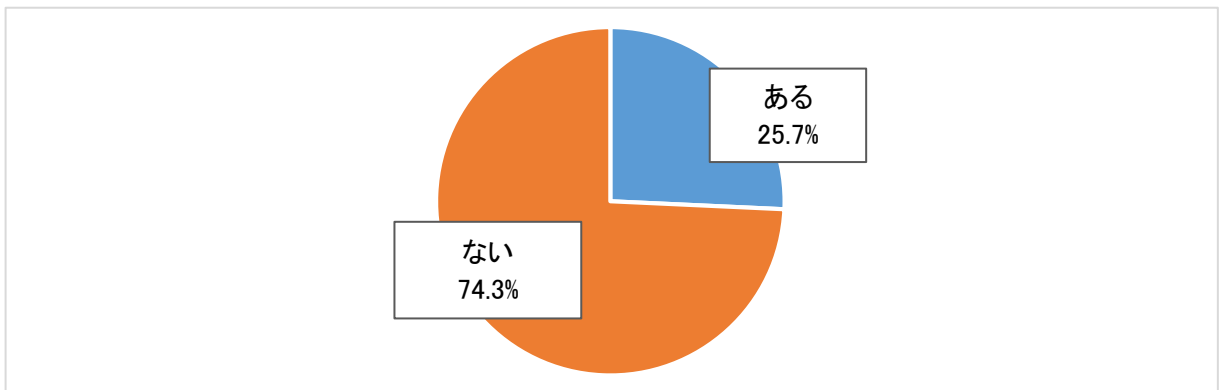
	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
いる	60	35.1%	7	26	20	7
いない	48	28.1%	7	14	16	11
わからない	63	36.8%	9	20	26	8
合 計	171	100%	23	60	62	26



問8 あなたは、周囲の人々から「性的マイノリティである」ことを打ち明けられた経験はありますか。(○は1つ) 必須

n= 171

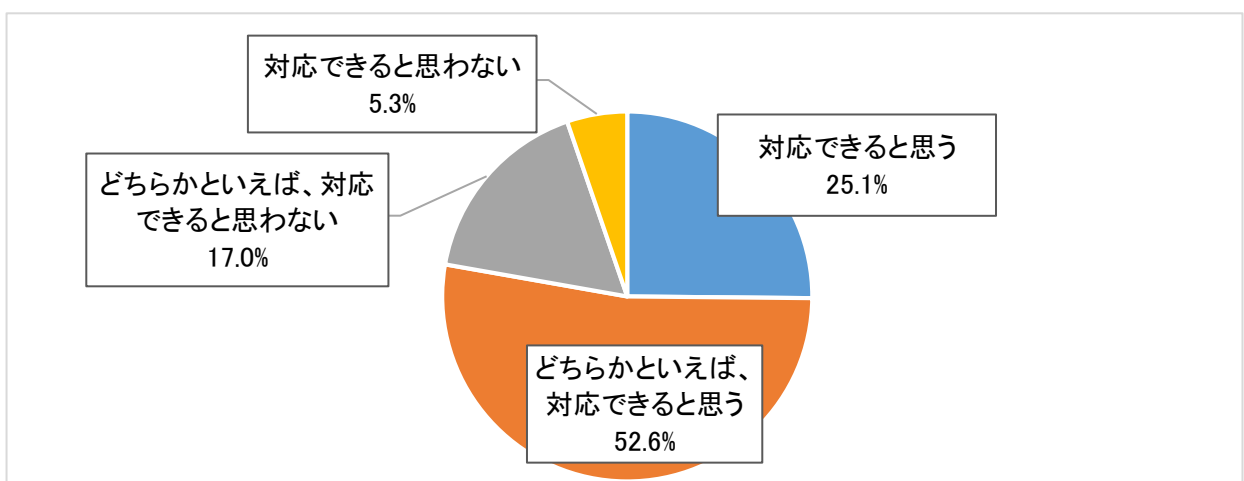
	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
ある	44	25.7%	5	24	12	3
ない	127	74.3%	18	36	50	23
合計	171	100%	23	60	62	26



問9 あなたは、周囲の人々から「性的マイノリティである」ことを打ち明けられた場合、適切に対応できると思いますか。(○は1つ) 必須

n= 171

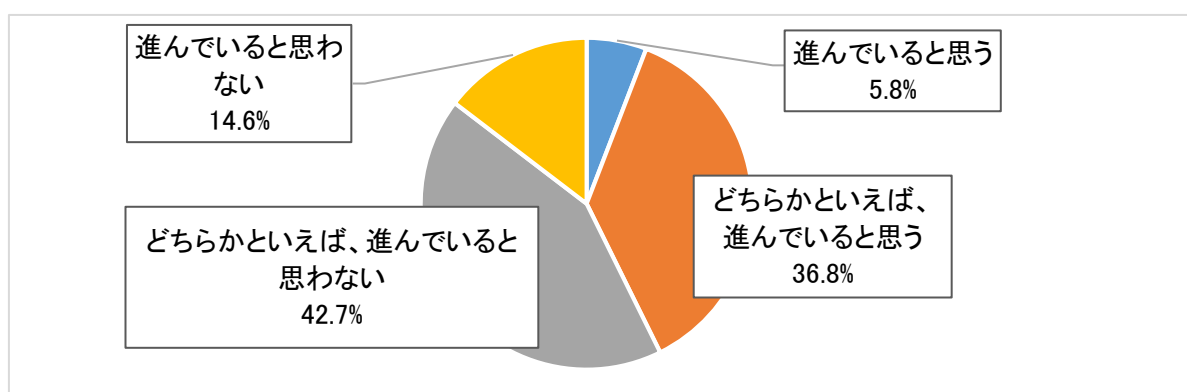
	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
対応できると思う	43	25.1%	5	21	12	5
どちらかといえば、対応できると思う	90	52.6%	14	29	37	10
どちらかといえば、対応できると思わない	29	17.0%	3	6	12	8
対応できると思わない	9	5.3%	1	4	1	3
合計	171	100%	23	60	62	26



問10 あなたは、性的マイノリティについて、社会全体の理解は進んでいると思いますか。
(○は1つ) 必須

n= 171

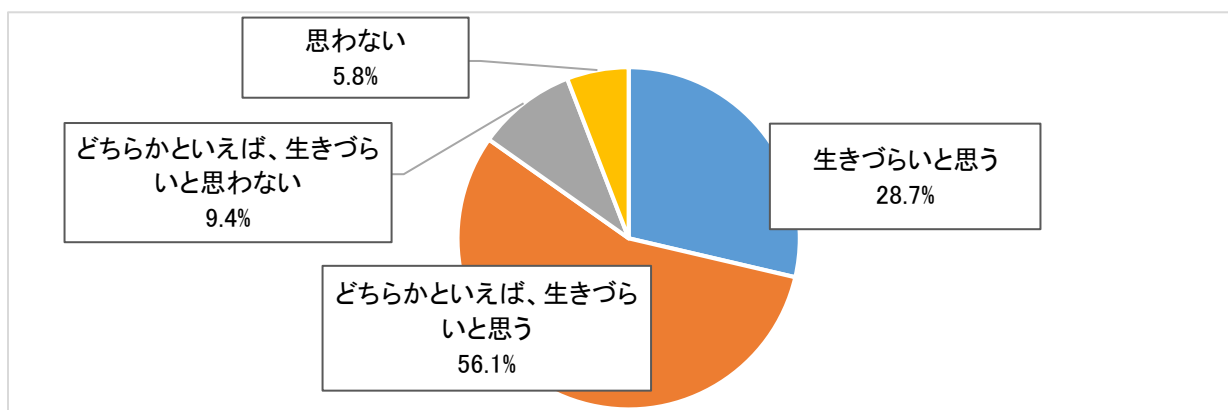
	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
進んでいると思う	10	5.8%	3	4	2	1
どちらかといえば、進んでいると思う	63	36.8%	10	24	21	8
どちらかといえば、進んでいると思わない	73	42.7%	8	23	31	11
進んでいると思わない	25	14.6%	2	9	8	6
合計	171	100%	23	60	62	26



問11 あなたは、今の社会は性的マイノリティの方にとって生きづらいと思いますか。
(○は1つ) 必須

n= 171

	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
生きづらいと思う	49	28.7%	5	18	17	9
どちらかといえば、生きづらいと思う	96	56.1%	14	32	39	11
どちらかといえば、生きづらいと思わない	16	9.4%	3	6	4	3
思わない	10	5.8%	1	4	2	3
合計	171	100%	23	60	62	26

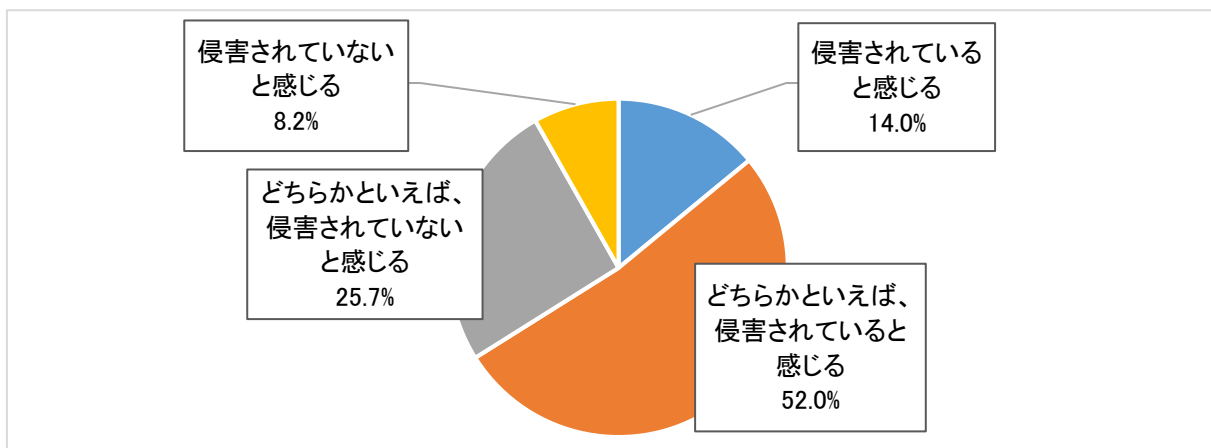


問12 あなたは、性的マイノリティの人々の人権が侵害されていると感じますか。
(○は1つ)

必須

n= 171

	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
侵害されていると感じる	24	14.0%	2	13	6	3
どちらかといえば、侵害されていると感じる	89	52.0%	12	20	41	16
どちらかといえば、侵害されていないと感じる	44	25.7%	6	22	11	5
侵害されていないと感じる	14	8.2%	3	5	4	2
合 計	171	100%	23	60	62	26



問13 あなたは、性的マイノリティに関する理解を促進するために最も必要だと思う啓発活動は何ですか。(○は1つ)

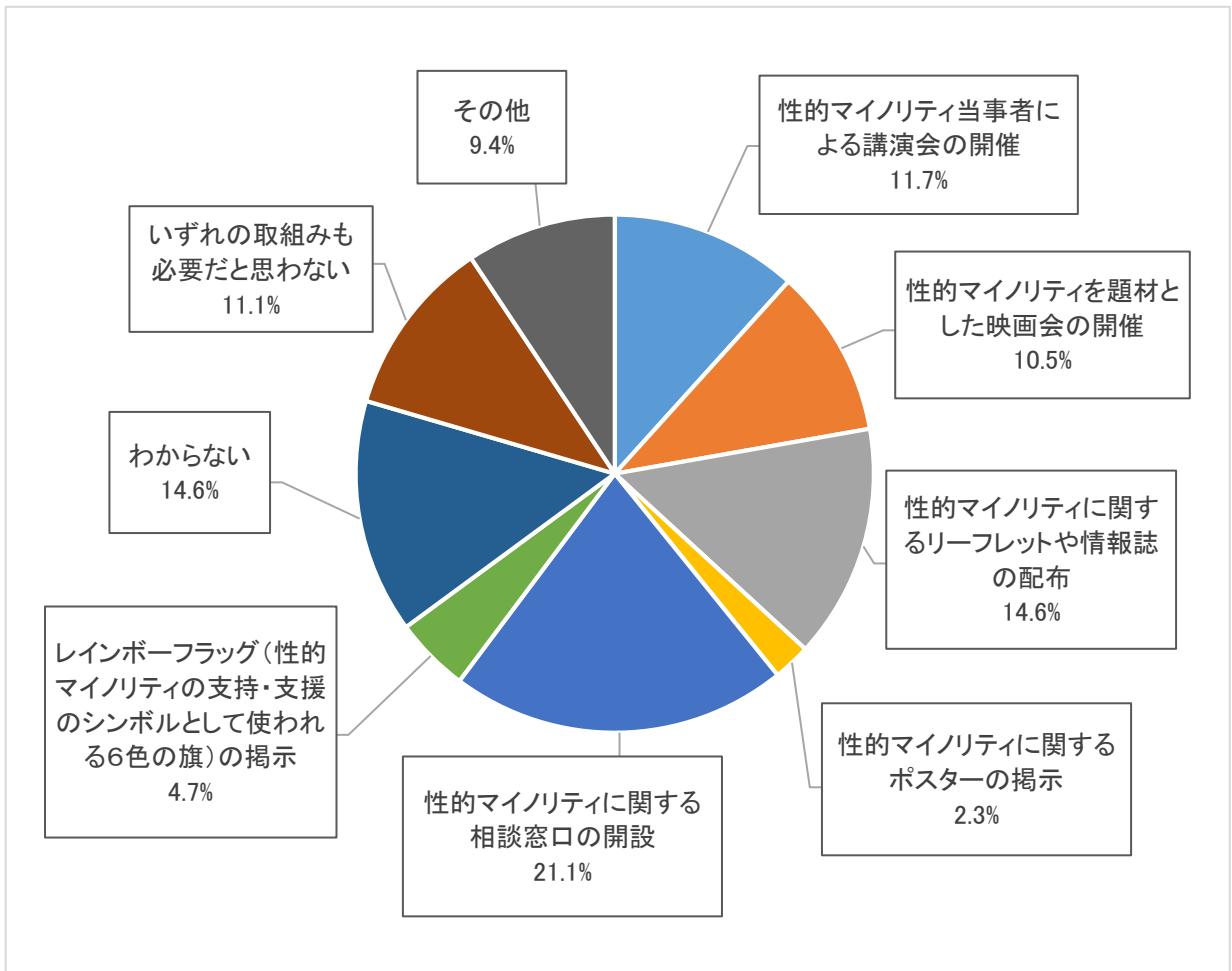
必須

n= 171

	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
性的マイノリティ当事者による講演会の開催	20	11.7%	2	8	9	1
性的マイノリティを題材とした映画会の開催	18	10.5%	3	7	2	6
性的マイノリティに関するリーフレットや情報誌の配布	25	14.6%	1	6	11	7
性的マイノリティに関するポスターの掲示	4	2.3%	0	2	2	0
性的マイノリティに関する相談窓口の開設	36	21.1%	8	13	11	4
レインボーフラッグ(性的マイノリティの支持・支援のシンボルとして使われる6色の旗)の掲示	8	4.7%	0	1	7	0
わからない	25	14.6%	2	4	12	7
いずれの取組みも必要だと思わない	19	11.1%	5	8	6	0
その他	16	9.4%	2	11	2	1
合 計	171	100%	23	60	62	26

その他:

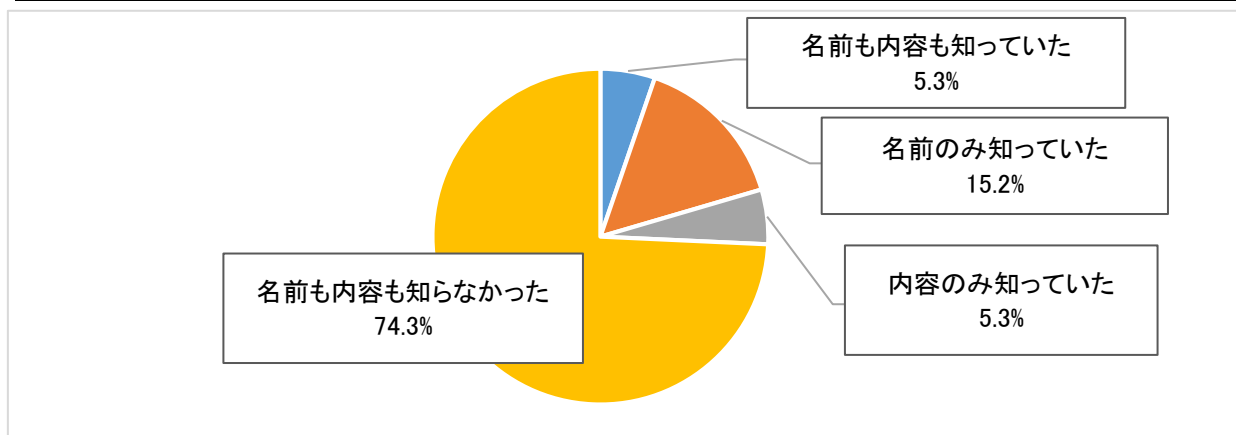
- ・とてもシビアでかつ、プライバシーにあたると思われるので、チラシ等でみんなに知ってもらう形で行った方が良い。
- ・当事者によるSNSでの発信(立地や環境を問わずより多くの人に頻度高くリーチできるため)
- ・テレビ、ラジオや新聞のメディアによる通知が最も一般の人に浸透すると思うから。一時的なことではなく定期的に。
- ・性的マイノリティを題材とせずに普通に性的マイノリティの人もコミュニティに入っている映画やアニメ等のコンテンツ作り。
- ・食や音楽など、誰しもうれしめるイベントを開催して、そこで交流を持つ。
- ・同性婚など、法的枠組みを進めることが第一だと考えている。(他3件)
- ・性に関わらずマイノリティが遠ざけられる文化的背景が要因だと思うので、一過性の取り組みではなく教育の現場などから時間をかけて意識の変化を促すことが望ましいと思う。(他2件)
- ・実際に話してみることが重要だと感じる。
- ・性的マイノリティなどがマジョリティとなるようなコミュニティでしばらくすず機会を設ける。
- ・これら選択肢のいずれも大切だと思う。あらゆる活動を行い、徐々に根付かせていくしかないのだと思う。



問14 杉並区では、令和5年4月に「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例(巻末資料※1)」を施行しました。あなたは、この条例を知っていましたか。(〇は1つ) 必須

n= 171

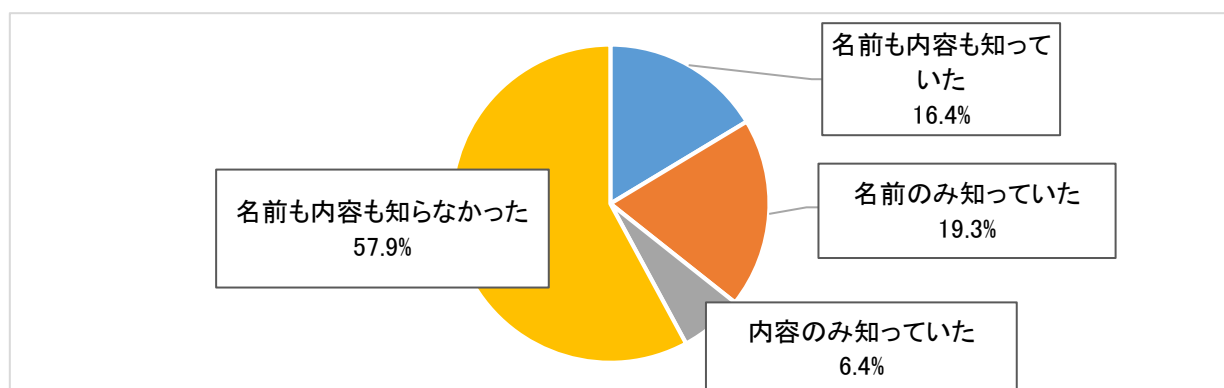
	全体	10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
名前も内容も知っていた	9 5.3%	1	2	4	2
名前のみ知っていた	26 15.2%	1	10	11	4
内容のみ知っていた	9 5.3%	1	2	4	2
名前も内容も知らなかった	127 74.3%	20	46	43	18
合 計	171 100%	23	60	62	26



問15 国は、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(巻末資料※2)」を施行しました。あなたは、この法律を知っていましたか。(〇は1つ) 必須

n= 171

	全体	10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
名前も内容も知っていた	28 16.4%	3	10	11	4
名前のみ知っていた	33 19.3%	2	9	17	5
内容のみ知っていた	11 6.4%	0	2	6	3
名前も内容も知らなかった	99 57.9%	18	39	28	14
合 計	171 100%	23	60	62	26



問16 杉並区では、「一般相談※3」や「性的マイノリティ専門相談※4」で性的マイノリティの悩み等の相談をお受けしています。性的マイノリティが悩み等を相談できる機関を知っていましたか。(〇は1つ) **必須**

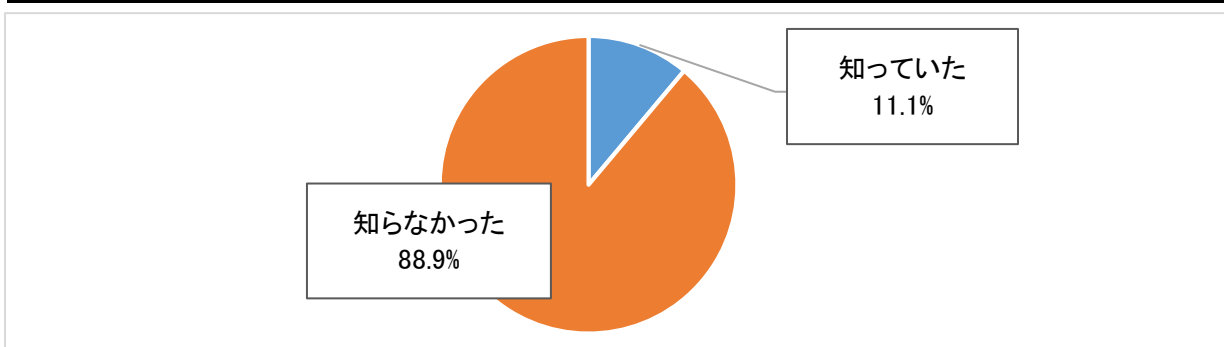
※3「一般相談」月曜日～金曜日の午前9時～午後5時まで。

※4「性的マイノリティ専門相談」毎月第2水曜日の午後4時～午後7時まで。

ご本人のほか家族や友人等からの相談もお受けしています。

n= 171

	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
知っていた	19	11.1%	1	8	7	3
知らなかった	152	88.9%	22	52	55	23
合計	171	100%	23	60	62	26

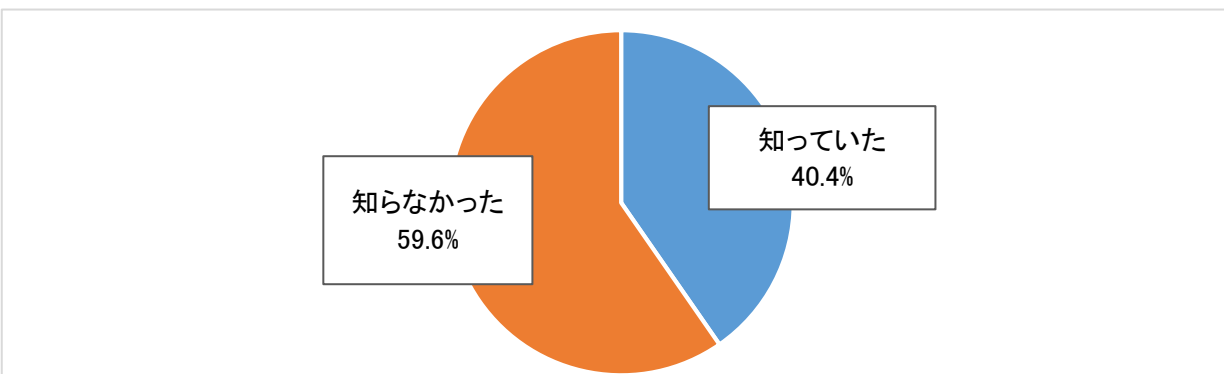


問17 杉並区では、令和5年4月24日、「杉並区パートナーシップ制度※5」を創設しました。また東京都は、令和4年11月1日に「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設しており、杉並区と東京都は連携協定を締結して相互にサービスを利用することができます。パートナーシップ制度がどのような制度か知っていましたか。(〇は1つ) **必須**

※5 パートナーシップ制度とは、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自に双方又は一方が性的マイノリティであるカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。

n= 171

	全体		10・20代	30・40代	50・60代	70歳以上
知っていた	69	40.4%	6	29	23	11
知らなかった	102	59.6%	17	31	39	15
合計	171	100%	23	60	62	26



問18 性的マイノリティ、LGBT等についてのご意見をご自由にお書きください。

【相互理解や共存の重要性】

- ・差別する理由がわからない。(他2件)友人、知人、同僚もいるので、当たり前なことだと思う。啓発についても意識が低かったのかもしれない。
- ・性の問題は理屈と実践の一致が難しいと思うが、誰もが自分にとって自然に生きられるようになればよいと思う。
- ・普通に自然に意識しておけばよいと思うが、人としての尊厳も傷つけるヘイトには厳しい姿勢で対応すべし。
- ・オープンにしていき、みな理解し認め合う社会になってほしいし、そうあるべきだと思う。
- ・個人の自由なので尊重すべきだと思うし、他人がどうこう言うことでは無いと思う。(他1件) 当たり前の社会になりつつあると思うので、当たり前という事を発信し続ける事が大事だと思う。
- ・考え方が理解され、それぞれが活動しやすくなる社会は必要だと思うが、性の変な形で話題にならないように自然な形でそれぞれが理解されていくといいと思う。
- ・自身として実感出来ないが、その様に感じ・意識している人が存在することは理解出来る。共存していくか無いだろう。
- ・性や身体の違いを受け入れる社会にしていく実行力が必要。
- ・全ての人が当たり前の自由を謳歌できるように、区も手助けしてほしい。
- ・都会では、性的マイノリティ、LGBT等、多様性はあつてしかるべきと考える人が多いのではないと思う。性的マイノリティ、LGBTの方々が「生きにくい」と思う例がわかりにくいので生きにくいとはどういうことか、発信をして欲しいと思う。色んな年代、色々な考え方、色々な生活形態がそれぞれの人にあつて、皆が生きやすい場を作るのは相互理解が必要だと思う。
- ・みんなが堂々と自分を表現できたり主張できるように、理解のために学ばないと、わからないまま無意識に差別してしまうこともあり、浸透していくためには少しずつでも理解の輪を広げていくことが大切だと思う。
- ・多様性を認めたり、理解し合えるよう努力することは大事だと思う。しかし、性に限らず、人はそれぞれ違う人なのだから、「性的マイノリティ」とか「LGBT」と言って一括りにすることには疑問を感じる。
- ・そんなに騒ぐようなことでもないのに、この立場を使って変なことをしてやろうという人がいるせいで邪険に扱われたり、近づかない方がいいと思わせてしまっているのが悔しい。誰にとっても生きやすい世の中になって欲しいと思う。
- ・LGBTなどが話題として騒がれている時点でまだ特別なものと見られているということだと思う。個性の一つとして認識され、話題にすら上がらないようになることが真に目指す姿なのだと思う。
- ・この時代だからこそ多様性を生かすべき。
- ・いろいろな種類のマイノリティーがあり、その一つが性だと思う。これだけでなく、多くの視点でマイノリティーの方々が生きやすい社会が作れたらよいと思う。
- ・オープンリーなLGBTの方(性的指向または性自認を社会に対してカミングアウトしている人)によく話を聞くが、周囲の人が比較的好意的であろうとも、将来の見えなさに絶望したりすることもあるそう。誰でも将来に前向きになれる政策を望みたい。
- ・この件に関しては、センシティブな内容になるので、制度を設けたところで大々的にPRするのも何か違うかなとも思ってしまう。「多様性」という言葉もこの一年間で耳にする目に入る機会がとて増えたと思う。どこからどこまでを「多様性」と言うの?という疑問を抱えながらも…性的マイノリティをお持ちの方々が暮らしやすい環境に少しでも近づければと考えている。
- ・既にマイノリティのためにと言っている時点で差別的だと思う。指向も自認も自由にして良いし合わない人とは合わないで良いと思う。一部の声の大きい人に合わせていきなり法律を変えてしまったり相談窓口とか作ってLGBTは悩みがあるのが常識みたいな線引きをするのはおかしい話で、マイノリティとかLGBTとか呼ばずにみんな同じ「人」で自身も相手も好き嫌いがあるよねという世界になって欲しい。
- ・信じ合い、愛し合える人にめぐりあつたことを大切に育みたいという心を認めるべきだと思う。
- ・街中で同棲の方が手を繋いでいるのを見たりするとつい気になって見てしまったりしてそういう視線も本人たちにとっては負担になるのかなと反省することもある。また最近では以前から好きでInstagramをフォローしていた芸能人が亡くなってしまい、以前から生きづらさを感じていたことを知り心苦しい気持ちになった。子供たちが、将来大きくなったときにそういう指向になったとしたら自分はどうかということたまに自問する。否定する気持ちは一切無く本人が幸せでいてくれるのが1番だなと思う。社会全体もそのような気持ちで接してあげられると良いのではないかなと思う。昔に比べるとそういう方への偏見は減ったと思うが、今はSNSが、普及しそれによる攻撃もありそれが問題ではないかと感じている。社会みんながお互いを思いやれるようになればと思う。

- ・テレビやSNSなどで表に出る方が増えてきたが、誹謗中傷などが続いているようで心が痛い。様々な人が生きやすい世の中になってほしい。実際には私も身近に性的マイノリティやLGBTだという方がいないので、いざ近くにいたらどういう考え方になるのかわからないが、もし自分の子どもがそうだと打ち明けてきたら、しっかり受け止めてあげたいとは思っている。
- ・実際に家族に打ち明けられたら自分自身がどう考えるかわからないが職場などでは普通に対応している。その方の性的マイノリティがどうであれ個人としての付き合いに特に変わりはない。これは私が50代代から思う事で、もっと若ければ恋愛や結婚も関係してくるだろうし複雑だと思う。

【差別や偏見のない社会】

- ・性別に関係なく差別なく暮らしていける世界になって欲しい。
- ・周りに、そのような人は今までいないので、難しい問題だと思う。差別されることがなく、平穩に一般の人と同じ生活ができるような社会にしていければいいと思う。
- ・こういうマイノリティの人が多いのには驚いた。国や区がいろいろしてだんだん生きやすい世の中になって行きそう。偏見もなくなると良い。
- ・偏見に気づくことや、家庭や職場で話し合うことを続けていく必要があると思う。
- ・社会的に以前に比べると否定的に語られることは少なくなったかもしれないが、偏見については表に出さなくなっただけで変わっていないと思う。本当に偏見を無くすまでには社会が努力を続けても長い時間がかかると思うが、その努力を続けることが重要だと感じる。
- ・トランスジェンダーの当事者の方への偏見と差別が広がっている。差別や偏見の歴史(たとえば人種、性別など)で起きてきたことが同じように繰り返されていると感じる。そのためには歴史を学び制度や環境を作る必要があるように思う。わからないものを危険だとして排除できるのは、それがその人が場所を奪われづらいマジョリティだからであり、多くの場合、マイノリティには別の逃げ場は存在しない。だからこそ、杉並区はこの場所にいる人がすべて排除されない場所になってほしいと思う。そのためには、あらゆる違い、マイノリティかどうかと関係なく十分に生活できる環境が必要だと思う。ただ、別の現実を生活している人のことは隣にいるようでもあまりにも見えないのだ、ということも痛感している。みな余裕がない中、想像や机上の理解だけでは限界があるとも思う。もっと現場に踏み込んで体感する調査などを活用した学ぶ機会が必要なのかと思う。
- ・世の中には、いろいろな人が存在し、特に、マイノリティは性的な方々だけではなく、障害者、難病者などと同様に、社会の一員であり、多様な社会を構成していく上で、差別などの対象としてはならない。人間社会は多くの個性豊かな人々で構成し、だれでもどのような人でも尊重されるべきであると思う。弱者といわれる人たちが、人として当たり前の生活を営み、人権を守れる社会こそ、希望にあふれた社会ではないかと思う。

【意識改革や啓発】

- ・特に10代20代の若い世代ではLGBT当事者への理解が進んでいるように感じる。一方、自分の周りの高齢世代では、問題を理解しないばかりか差別的な言動や性の問題について揶揄するような行動も目立つ。またこのような人々がいる為に、生きづらさやカムアウトの難しさを感じるLGBT当事者も多くいるように思う。全年齢に同じ価値観を持たせることは難しいが、ジェネレーションギャップを埋めるような取り組みを強く願う。
- ・まだまだ分からない事の方が多いと思う。大切なのは、性的マイノリティの人が必要としている事を知る機会を増やし、私達が出来ることを知り、理解を深める事だと思う。(他1件)
- ・小さい頃からの友人がLGBTだったので自然に受け入っていたが、理解するのが難しい人も多いのだと感じていた。今まで日本になかった価値観なので、根付かせていくのは時間がかかると思うが、誰もが自然に受け入れられる時代を目指して、少しずつでも啓蒙を続けて行くしかないのだろうと思う。
- ・市民の理解が進むような政策であれば何でも取り組んでいくべき。
- ・公的機関が理解を促進することには限界があると思うので、民間の啓発活動を支援するのが良いと思う。
- ・多様性を尊重する時代の流れの中でより多くの人々の認識や理解を深める啓蒙活動が大切と考える。(他1件)
- ・知り合いに性同一性障害の人がいるが、会社(上場企業)でも男性として生まれているが女性と認められておりまったく差別されていないようだ。まずは多くの企業でこのような対応をすることが社会的な理解を得ること以上に大事だと思う。
- ・世間の理解が少しずつ深まってきているように思う。
若い女性の中でBL(ボーイズラブ、男性同士の恋愛)というジャンルの漫画が流行ったのも良かったのかもしれない。LGBTを理解するというより、誰でも気が合う人と普通に親しくするだけで良いと思う。

- ・かつて同性愛者を嫌悪する発言を公然とされるのを見聞きしたが、この10年ほどで、それもかなり変化したと感じる。ゲイのカップルの日常を描いた作品の大ヒットにより、相手が同性であれ異性であれ、相手を大切に思い生活をする事の幸せが、多くの人に伝わったと思う。LGBTである事で大きな問題を克服して行く、というテーマより、上記ドラマのような、自然体のストーリーのものが多く作成されると、LGBTである事が特殊だと言う意識が薄れると思う。
- ・自分の親族や友人・知人に該当する人がいないので、あまり考えたことがなかった。疑問なのはやたら横文字で表現することがいいのかどうかだ。多分、適切な日本語が無いためだと思うが、英語をつかうことで「特別な人々」と受け取られるようにも思う。

【教育】

- ・特に義務教育の中で理解が進むような取り組みをしてもらいたい。
- ・学校の教育はどのように扱われているのか知りたい。行政からの周知より、教育の中で周知・教育することが有効だと思う。こどもの中にも、性の違和感を感じている子がおり、学校の中で相談窓口等はあるのだろうか。
- ・学校、企業等で堂々と働けるよう教育内容の具体化が必要。そういった中で彼らの口からも伝えて欲しい。

【パートナーシップ制度】

- ・現状で最も引っかかっていることは、何故同性カップルへ、結婚の代わりにパートナーシップ制度という別の仕組みを設けたのかということだ。もしかすると婚姻に関わる法律を変更するには影響を受ける物事が多すぎて、多大な労力と時間がかかるために、まずはより簡単に制定できるものから実施したのかもしれない。だが、個人的には、この制度によって「同性カップルは異性カップルと同等の扱いにはなり得ない」と線引きをされたように感じた。
多数の人間が関わるいずれの事象においても言えることだが、「完全な平等」はあり得ないと考えている。それを誰もが自覚しているからこそ、マイノリティとされる人々の権利を守るという行動が起きたときに、「今自分が当たり前享受している利益や権利を脅かされる」と感じて攻撃的な発想に至る人もいるのだろうと思う。それがどれほど利己的であるか私たちはもっと自覚するべきだ。性別問題以外にも、障がい者や低所得者など「本来あるべき権利を得られていない人々がいる」ことを私たちはもっと知るべきで、まずはそうした状況理解と意識改革から始める必要があるのかもしれない。
- ・最近パートナーシップ制度のように性的マイノリティへの制度ができつつあると思うが、婚姻に際してどちらかの姓を選ばなくてはならないという、実質的に女性が迷惑を被ることについての解決策への取り組みをしてほしい。女性は最大のマイノリティ集団だと思う。
- ・パートナーシップ制度には賛成。男女であれば愛し合っていないなくても子を持つ意思がなくても結婚できるのに、同性同士であるだけで制度が認められないのは納得ができない。そもそも今の結婚制度にネガティブな印象があるので(女性側が姓を変えるという圧力、性別役割分担意識、簡単に別れられないなど)、男女も対等なパートナーシップとすれば良いのではないか。

【トイレや浴場等】

- ・友人にLGBTがいますが打ち明けられた時は一人の人間として接していたので特に気にならなかった。差別や偏見は周りにLGBTがいないのでそのような事をしていると思う。関わる機会があればそのような事も減るかと思っている。最近話題になった風呂やトイレに関しては反対である。
- ・個人的な指向は他人が矯正したり偏見を持つべきではなく、理解と寛容な社会であってほしい。ただ、女子トイレに男性と思われる人、店舗によっては性別を超えるのは利用側も少し抵抗があるかも知れない。互いに少しずつ前に進んでいける意識を持つことが大切かと思う。
- ・同性婚については、少なくともある程度のところまでは異性婚と同様に権利を保障する対応が可能と思われる。他方、身体性と性自認が異なっている方々の権利保障については、どのような局面でどこまでを担保すべきか、議論が大きく分かれる問題だと思う。(非常に極端な例ではあるが、身体性が男性で性自認が女性の方が女性用便所を使用する場合、シス女性(身体性、性自認ともに女性)からすると男性犯罪者と区別がつかず、受け入れがたいというケースがある)。まずは利害の衝突がないような対応を行いつつ、難しい課題については、当事者たちの本当のニーズが何で、限りある資源の中でどのような対策が可能なのか、一つずつ探っていくことが必要ではないか。
- ・区民への啓発活動と共に、民間を含めて公共のトイレや浴場、着替え場所等における施設面でのLGBTの方々への配慮、改善が必要だと思う。(他1件)
- ・個性として尊重すべきで偏見や差別を受けるべきでは無いと思う。トイレや浴場などの施設の問題、職場での昇級問題など様々な課題が無くなるようにしなければならないと思う。
- ・男性が女性であると性自認している場合、混浴の温泉や銭湯、お手洗いなどは本当に恐怖を感じるし、子供達も心配。海外ではそういった性犯罪も起こっているため、LGBTについての理解は大切かもしれないが、犯罪につながる可能性もある。そしてもし教育の現場などで促進すると、本来の性自認にさえ混乱をきたすと思う。

- ・元々、日本はLGBTに寛容(または無関心)と思うが、最近偏って広まってきて勘違いする人が増える気がしている。例えば、未成年時に女性っぽい男性(逆も)だからといってLGBT当事者という特別感が個性で素敵と誤ってしまいホルモンの投与や整形をしてしまっただけで取り返しがつかないと思う。LGBTがあるという事実のみを知識として広めても良いが、トイレや銭湯や更衣室など、男女に完全に分けるべきところにまでLGBTの主張を受け入れるのは間違っていると思う。
- ・性的指向であるLGBと性自認であるトランスジェンダー(Transgender・身体の性と心の性に違和感がある人)は分けて考えるべきだと思う。LGBはマジョリティである異性愛者の生活に特に影響がないが、トランスジェンダーは影響が及ぶ可能性がある。特に、体格や見た目が男である人がトランスジェンダーを自称して女性限定の空間に侵入するリスクは女性の安全を脅かすことになるので防いでほしい。
- ・性的マイノリティが生きやすくなる世の中を作っていく必要があるし、性的マイノリティについてももっと学んでいくべきであると思う。しかし、性自認が女性だからと言って、女性用の銭湯に入ったり、スポーツの大会で女性として出場するなどの暴挙は防ぐ必要があるとも思う。銭湯やトイレは身体的な性別で区別すべき。これは性的マイノリティを尊重することで、マジョリティの女性や男性の権利の侵害を防ぐためであり、差別ではないと思う。SNSを見ると、性自認が女性の男性や、性自認が男性でもマイノリティを装った男性が女性の銭湯に入ったという喧嘩などがあり、それを見てからは銭湯に行くことを躊躇するようになった。本当の性的マイノリティの人が、誤解を受けないためにも、マイノリティとマジョリティどちらも尊重された世の中を作るべきである。(他2件)
- ・差別の禁止やパートナーシップ等、他者の権利と衝突しないのにこれまで認められてこなかった権利を認める動きは、是非これからも進めていただきたいと思う。一方で、トランスジェンダーに関しては、医学やスポーツ等の生物学的な分類が重要である分野や、トイレや銭湯などにおいては、生物学的な性別での分類を続けることが必要であり、区としてもそのような方針であることを表明して欲しいと思う。現状は上記の取り扱いだと思うが、娘のいる医療従事者として今後について不安に感じるためご一考願う。
- ・大学で、帰国子女・留学生が多い学部で所属する友人が自己紹介で自分はゲイだと言っていた。私は、その子のアイデンティティの一つとして受け止め、周りの友人も「そうなんだ、ふーん」ぐらいの認識だったと思う。社会に出て、性的マイノリティの方々がストレートの人と同レベルの社会的権利(婚姻関係を持つなど)を得ることについて、反対する人々がいることに正直かなり驚いた。このような方々の悩みが共有されることから一つ一つの課題が改善されていくのかなと考えている。ただし、例えば歌舞伎町の商業ビルのジェンダーレストイレの導入については、女性目線では怖いと感じてしまった。LGBTだろうが、ストレートだろうが、関係なくどちらからの目線も考慮して話し合いをしていくことが大事なのではとも思う。
- ・身体の性と精神的な性が違うことへの理解を推進することは、その人が自分らしく自由に生きるために大切なことだと思う。しかし、性の区別が緩くなることによって生じる女性への被害が増えることも考えながら進めていく必要がある。海外とは歴史や文化的な面で異なる部分が多くあるため、海外に急いで合わせる必要もないように思う。
- ・本人の責任ではない(もちろん誰の責任でもない)、法に触れるわけでもない、みな同じ人間ということを知ってもらえる世の中になってほしい。それよりも、少女への性的趣味の目的でベビーシッターや教師になる人を取り締まってほしい。傷つくのは子供だから。
- ・「自認性と生物学上の性が異なる人(特に自認性が女性の男性)の公共設備利用をどこまで許容すべきか」に関しては、設備環境を「①個室を利用するもの(例:トイレ)」「②空間を共有するがカーテンなどで仕切ることができるもの(例:ジムや職場の更衣室)」「③完全に空間を共有するもの(例:銭湯)」に分類して考えるべきだと思う。③に関しては簡単に「全面的に受け入れをすべき!」とは言えないが、トイレや更衣室に関しては利用を認めて、その設備自体の環境や管理において、性犯罪の防止や一緒に利用する人たちの心理的な負担の軽減を叶える方法を模索していくのが、本来あるべき姿勢ではないかと思う。

【心配な点も】

- ・自分の年代(50代前半)では、若い頃に性的マイノリティやLGBTとのワードは存在しなかったため、当事者は今までずっと言えず、言えたとしてもごく限られた人間へのみであり生きづらかったと思う。そしてその方々は、現代であっても今更言えないだろうし、辛いままだと思う。しかし、私は常に、今回の内容に限らず「世間には色々な人がいる」と考えている。そのため私にとっては、性的マイノリティやLGBT問題は、外見や趣向の違い程度の問題で、単なる個性として考えている。また私は、言いたいこと・言わなければならないことを言わないのは自己責任(子供を除く)黙ってても何も伝わらないとの考えにより、その時に自分が辛くても言うように努めている。よって、性的マイノリティやLGBTについても、昔ならともかく今であれば「別に明るくサラッと話せば(打ち明ければ)よいのでは」と考える。色々な人がいて当然である。そもそも、わざわざそんなことを人に話す必要すらなくなる時がくるといいし、その日もそう遠くないのかなと思う。

- ・外資で働いていたこともあり、LGBTは身近だった。日本企業の今は、eラーニング等で研修はあるが、机上の学習として実学とは距離を感じる。また、カミングアウトする雰囲気もなく、日本企業では生き難い環境かもしれない。行政の取組みは企業には届いておらず、個人のアンテナ感度に依存していると感じる。身近な存在だと認識しないと、個人として情報を取りに行く機会も少なく、行政の取組みがクローズアップされ難いと考えている。また、LGBTの方が生きづらいのも事実だと思うが、最近ではいろいろな多様化が進み、近い将来は新しい概念、感覚を持ち合わせた世代が主流となると思う。LGBTの方々も偏見にとらわれず、思い切って、堂々と生きられるよう自信を持って欲しいと思う。最後に、学者なのかわかりませんが、分類学として新しい定義、マイノリティを作りすぎる事にも疑問を持っている。人はそれぞれ違うもの、それを分類という型に自ら押し込んで自分で納得する事にどれだけ意味があるのか？ カウンセリングで型にはめる事にどれだけ意味があるのか？ 自己肯定感を得られるなら良いと思うが、無理に自分を納得させる道具になってないかと思うことがある。人を許容する優しさ、寛大さを失っている現代社会、根本は社会そのものであり、余裕をなくした現代人の問題だと思う。自分らしく生きる事の主張、相手を許容する気持ち、その根底の器がしっかりと醸成されるには今しばらく時間はかかるが、社会として地道に取組む姿勢を諦めないことが今できる事かと考える。
- ・性的マイノリティの方とそうでない人達、が平等に扱われるのはいいと思うが、性的マイノリティの方の権利ばかりを重要視するのは違うと思うし、それを重要視する事が政策の一部みたいな人も違うと思う。
- ・性的マイノリティに配慮することは必要なことではあると感じるが、そちらに偏重することで、その他の人の権利を侵害しないように取り組んでほしい。(昨今話題になった女性風呂に体が男性の人が入る等の問題が杉並区で起きないでほしい。)
- ・自分の周りで普通に生活しているような環境なら違和感を感じることもないはず。啓蒙運動よりも日常だと思う。

【法整備や制度整備】

- ・時々、マイノリティへの対応が過剰に感じることもある。また、そういった対応が性犯罪につながるおそれはないのか？と心配になるケースもある。(心は女性だから、で許されるのか？) 法整備が必要と考える。
- ・彼ら彼女らが生きやすい社会になることを強く願うとともに、そのための制度整備を区政にはぜひ行ってほしい。
- ・将来的には子供をもったり、育てたりすることも法的に認められるといいと思う。
- ・そもそも男女でないと婚姻できないという法律がおかしい。パートナーシップ制度はその一歩になっているのかもしれないが、法律が変わっていないと言うことは、社会の目だけでなく法律が1番差別しているのではないか。国会が1番差別をしている。
- ・人の多様性を認め合える社会であるべきと考えるので、性的マイノリティやLGBTの方たちが差別されずに生活できる取り組みをしている杉並区を応援したい。
- ・私は、仕事でLGBTのカップルを案内することがあるが、自由だと思うので、性的マイノリティだから、そうでないからという分け方をせず、フラットに接するよう心がけている。会社でも、そのようなお客様への理解をすすめるワークを実施したり、案内の工夫をしたりしている。ただ、制度に関しては市民はどうしようもないので、そのあたりを区や国が積極的にすすめてほしい。
- ・性的マイノリティやLGBTについて、周囲は過敏に反応しすぎているように感じている。もちろん法的(事実上の婚姻・内縁関係を元とした相続等の財産関係の法令など)支援は必要であると思うが、あくまでも個々人の個性であり、それを認める社会や風土を形成していけばよいのではないかと思う。(性的なものに限らず、皆マイノリティな部分は持ち合わせていると思う。それを認め合い、お互いが尊重する(ヘイトしない)社会を作っていければよいのではという意味)
生物学上、男と女しかいないわけなので、いずれかの指標に基づいて社会上の性別を決めなければいけないが、特定の行政、機関が細かく定義し、それを認証したりすれば、性的マイノリティの方の不安や不満も少しづつ解消できるのではないか？それでも納得できないような方がいれば、性的自認、性転換等の支援を進めていくことが行政の立場でも必要ではないかと思う。
- ・差別は良くないと思う。他方で性差は現実としてあり、男女という法律の規定はある。歌舞伎町のトイレ問題のように、なんでも配慮をあげずけにすることが差別をなくすほど単純だとも思わない。非常に難しい進化系の問題であり、行政が価値観を押し付けるような事業に公費を投じることには反対である。
- ・このアンケートをやってみて、私が国や区の性的マイノリティへの取り組みを全く知らない事がわかった。私のアンテナの低さのせいかもしれないが、国や区の周知活動がまだ行き届いていないのかもしれないと感じた。良い取り組みだと思うのもっと周知して欲しい。

- ・ 新たな言葉だけが一人歩きして言ったもん勝ちになっている。どこまで細分化すればいいのかと疑問に思う。本当に困っている人たちへの支援は足りているとは思わないが、無理矢理自分に当てはまる(正当化する)言葉を当て込んでいようしにしか思えない人達も一部見受けられ、それが非常に見苦しい。また、私は当事者ではないが当事者の方にはあくまでもマイノリティな以上、世間大多数とは異なるということは自覚してほしい。マジョリティ側が配慮するように、マイノリティ側にも一定の配慮は求められるはず。昨今の流れを見ると、言葉選びを間違えればこれでもかと叩かれ、なんでもかんでもマイノリティ側に迎合しているように感じる。このように声をあげにくい状況の中、マジョリティを無視した法案、条例が作り続けられた場合、その不満は堰を切ったようにどこかに溢れ出し、社会の分断を生むのではないか。多様性を求めた結果、分断を生んでしまうというのはなんと皮肉な話だが、現状そのような可能性を否定できないと感じる。多様性というのならまずは意識的に多様な意見を吸い上げるような仕組み作りが必要だと思う。
- ・ 一般の人の声はどちらかと云えば一般論で片付けられやすいと思う。当事者は苦勞していると思うが、難しい問題が沢山起きているし、理解を示しながら、世の中で認識を得て仲間入りするのに難しい事が沢山あると思う。性的マイノリティ、LGBTQの人々が権利を主張しすぎてゆくと、又、別の問題が生じると危惧している。当事者の声を取り入れて政策に盛り込んで欲しい。
- ・ この問題は、自民党のような旧態依然とした組織の意識改革がなければ、進まないかもしれない。まあ、彼らは、進めることが問題と思っているだろうが。
- ・ このテーマは、子ども時代からの生活習慣、環境、教育が大きく影響すると思う。行政や教育現場では、このテーマで子どもたちに矛盾なくどう説明するのだろうか。大人にとって難しいテーマ、子どもも啓蒙できるよいツールなど期待する。
- ・ 性的マイノリティ、LGBTに対し、一般論としては理解を示さなければならないと思うが、実際に私の身近にそのような人が現れたら、その人に対し、頭の中で考えていたような理解ある態度でふるまい、理解ある行動を起こすことができるか、自信がない。そのような人と深いつきあいをしようとは思わないかもしれない。(他2件)
- ・ LGBTについてはTVやラジオでよく叫ばれていることもあり、自分では受け入れてられている、と思っていた。ただ今回の「周囲の人に打ち明けられたら」という質問で考えた。ものすごく近い人に打ち明けられたら、大切に理解しよう、という気持ちが働くと思うが、自分より少し離れた存在の「知り合い」が性的マイノリティだ、と聞いたら、(本当に恥ずべきことですが正直にいうと)偏見をもってしまうのではないかと考えた。もっともっとカミングアウトが簡単にできるようになり、社会の中でマイノリティでなくなれば意識が変わるのか。生きにくくさせてしまい申し訳なく思う。
- ・ 個人個人がそれぞれ同性を好きになっても問題はないと思うが、その方々の権利のために、社会もしくは自分の生活が影響を受けるのは釈然としない気持ちもある。LGBTを好まない方もいるし、行政が無理にLGBT支援を進めることは逆効果となるのではないかと感じている。
- ・ 一定の割合でおられるのは昭和時代でも感じていた。ロックグループの映画を見に行った際も、男同士のカップルを見かけた。個人の自由とは思いますが、自分の身内がそうだとしたら多分耐えられないと思う。例の性加害事件では、おぞましい老人のせいで、なお生きづらさを感じている人がいる。またしても闇に隠れてしまうのは本当に残念だ。あの事件を男性を愛する方達はどんな捉え方をしているのか、聞いてみたい。
- ・ 自身の性に対する考え方は各人の自由であり他から強要されるものではないが、自分の子供や兄弟が性的マイノリティな立場になった場合、家族として反対してしまうだろうとも考えている。人が生きる意味について、次世代に自身の遺伝子を残すということが大前提としてあると私は考えているので、マイノリティの考えを行政が尊重するのは良いことだと思うが、子を育て教育するというマジョリティな立場についてももっと支援を考えてほしいと思った。
- ・ 約10人%が性的マイノリティの当事者であると知った時の驚きは、覚えているが、その割に、自分自身、まだまだ性的マイノリティやLGBTIについての関心は低いと思う。面と向かってカミングアウト(この表現自体、差別化につながると思っている)された時に冷静な対応は出来る自信はない。ただ、同じ人間でありながら、マイノリティであるという理由で言われたい差別を受けたり、生きにくい社会であってはならないと思っている。子供の頃から、多様性を享受することが当たり前と考えられるような授業(もちろん押し付けではなく!)などがあれば良いと思う。杉並区には、どの区民にも暮らしやすい制度を導入して欲しいと思う。
- ・ 世間で騒いでいるというか、ニュースなどでたまに見かける「LGBT」などについて、現在、自分の場合は、周りにそのような関係の方が見受けられず、他で忙しく、あまり興味がない。なにか、自分とも関係が出てくれば、もっと真剣に考えると思う。
- ・ 社会の理解や課題、問題認識が進んできていることは知っていたが、身近なことではないので具体的には知らないことばかりである。ただ、否定はせず理解したいと思う。(他2件)
- ・ 一定数このような方がいらっしやるのは理解しているが、本当に10%近くなのか、と感じてしまう。

- ・相談機関の相談は時間帯が少なく、社会生活上の被害や希死念慮があるなど急を要する時に相談できないこと、相談員の技術不足で話をしても無意味(かえって傷つくことすらある)なことが課題と考える。パートナーシップ制度は、同性間に限られた制度であること、自治体レベルでの取り組みのため、転居によって解消されることが課題。適用範囲を異性間のパートナーシップにも拡大し、国政レベルでの取り組みになることを求めている。杉並区はそれに取り組む議員がいるので、期待している。区の条例に関しては、パートナーシップ制度のほかでは、これまでと違うことで具体的に何が実現されるのかが見えにくいと思う。情報発信については、メディアやSNSに出ている著名人は集客が良いかもしれないが、静かに生活している一般の人がいることを理解してほしい気持ちもある。難しさもあるが、イラストによるポスターやリーフレットはほぼ無意味で、当事者が見える形で啓発したほうが良いと思う。
- ・難しい問題だと考える。大きな社会問題として取り上げられていて、本当の当事者にとってそれは必要な事だとは思いますが、レインボーフラッグ等ファッションブルに見え、判断力の乏しい危うい世代が自分も、と誤認識してしまう事もあるように感じる。医療行為による性別の変更等は健康や生死に関わる事なので、ブームに巻き込まれて欲しくないと思切に思う。
- ・LGBTなどの言葉はよく聞き、時代的にも理解していくべきとは思いますが実際のところはどこか他人事な感じ。性的マイノリティの方にとってはまだまだ生きづらい世の中である事は間違いないと思う。
- ・日本社会のいろいろなところでマジョリティだけを想定されている場面はまだかなり多いと思う。このアンケートも性的マイノリティであることを他者から打ち明けられる場面は想定されているが、「打ち明ける」という表現自体に隠しごとのニュアンスを感じて、個人的には違和感を感じるし、そもそも回答者自身が性的マイノリティである場合に違和感のある設問だと思う。私自身が性的マイノリティで、他者が性的マイノリティであるかもしれないことは当然の可能性の一つだと感じているからかもしれない。
- ・人種差別等と同じでLGBTの差別もすぐに無くなることはないと思う。同じ境遇の人たちと接すること、仲間がいると感じられることが重要だと思う。
- ・昨今の流れは少々過激に進みすぎていると感じている。何でも認めて保護すれば良いとも思わない。個人として向き合った時、私は何の偏見も持たない。全ての人々が自分の好みを楽しみながら生活できれば十分である。過激すぎる法案が通ることは、犯罪性のある性的嗜好を認めることと同義である。しかし、私は当事者足り得ないし、親しい人間にもそういった類の方はいないので意見を持たないようにしている。
- ・種々のアンケート調査より一般論として年配者ほどこの問題について偏見が強い様なので、時間と共に問題は解決されていくと考える。ただし、障害者や特定疾患への偏見や烙印が消えない様に性的マイノリティに関する態度も一定以上には改善しないことが予想される。伝統的家族観という言葉で他者の生き方を縛るのは現代社会にそぐわない。一方で政府は生権力の行使という立場から人口問題も考えなくてはならず、その意味でこの問題は簡単に解決するものではない。
- ・難しい問題、カテゴライズに関して誰が、どう判断できるのだろうか。性癖との違いについて、宗教や哲学的分野の考えについてなども。

杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例を公布する。

令和5年3月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第12号

杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）において性の多様性が尊重される地域社会の実現を図るため、基本理念、性を理由とする差別等の禁止、区、区民及び事業者の責務並びにパートナーシップ制度その他の区が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策の基本的事項について定め、もって全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (3) パートナーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した2者間の関係をいう。
- (4) パートナーシップ制度 第9条に定めるところにより、区長がパートナーシップ関係にある者からの届出を受理したことを証明する制度をいう。
- (5) 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- (6) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進は、性的指向又は性自認を内心にとどめることを希望する者の平穏な生活の確保に配慮しつつ、全ての区民が、性を理由とする差別等を受けないこと、性の多様性をめぐる個人としての尊厳が重んぜられること及び性別、性的指向、性自認等にかかわらず、自らの意思によって地域社会のあらゆる分野における活動に参画し、能力を発揮する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(性を理由とする差別等の禁止)

第4条 何人も、性を理由として不当な差別的取扱いをすることその他の性を理由として個人の権利利益を不当に侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、正当な理由なく、本人の意に反して、性的指向若しくは性自認の表明を強制し、若しくは禁止し、又は性的指向若しくは性自認を明らかにしてはならない。

(区の責務)

第5条 区は、第3条に定める基本理念にのっとり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等との連携を図りつつ、性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策を実施する責務を有する。

(区民の責務)

第6条 区民は、性の多様性について理解を深めるとともに、区が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、性の多様性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性を理由とする差別等の防止を図る等性の多様性に配慮するよう努めるとともに、区が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談体制の整備等)

第8条 区は、区民からの性を理由とする差別等に関する相談に的確に応ずるため、必要な体制の整備を図るものとする。

2 区民は、性を理由とする差別等について、区長に対し、苦情の申出をすることができる。

3 区長は、前項の規定により苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理す

るものとする。

(パートナーシップ制度)

第9条 パートナーシップ関係にある者であつて、規則で定める要件を満たすものは、規則で定めるところにより、これらの者がパートナーシップ関係にある旨を区長に届け出ることができる。

- 2 区長は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書面を交付するものとする。
- 3 第1項の届出をした者であつて、当該届出を受理したことを証するカードの交付を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請することができる。
- 4 区長は、前項の申請があつたときは、規則で定めるところにより、同項の申請をした者に対し、同項のカードを交付するものとする。
- 5 区は、区が実施する施策等において、パートナーシップ関係にある区民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的とするパートナーシップ制度の趣旨を十分に尊重し、適切に対応するものとする。ただし、法令等の規定により実施する施策等においては、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関して必要な事項は、規則で定める。

(啓発活動)

第10条 区は、性の多様性に関する区民及び事業者の理解を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中22の項を23の項とし、21の項の次に次のように加える。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽
国事行為臨時代名

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十八号

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあつてはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じて性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。
(措置の実施等に当たつての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たつては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができるとなるよう、留意するものとする。
この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の二 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)第八条第一項に規定するものをいう)の策定及び推進に関すること。

- 内閣総理大臣 岸田 文雄
- 総務大臣 松本 剛明
- 法務大臣 藤 健
- 外務大臣臨時代理 松野 博一
- 国務大臣 小倉 将信
- 文部科学大臣臨時代理 加藤 勝信
- 厚生労働大臣 齋藤 鉄夫
- 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

令和5年度第4回
杉並区区政モニターアンケート
集計結果報告書

登録印刷物番号

05-0038(4)

令和6年1月発行

編集・発行

杉並区総務部区政相談課

〒166-8570

杉並区阿佐谷南1-15-1

☆杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/koho/kocho/1012817.html>